

沖縄県産業廃棄物行政処分取扱要領

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号、以下「法」という。)に基づき許可を受けた産業廃棄物処理業者(特別管理産業廃棄物処理業者を含む。以下同じ。)及び産業廃棄物処理施設設置者並びに排出事業者(以下「事業者等」という。)が、法に違反する行為があった場合における行政処分等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は、法の例による。

(処分適用の範囲)

第3条 この要領の規定は、次に掲げる行政処分に適用するものとする。

- (1) 法第14条の3の規定による産業廃棄物処理業の事業の全部若しくは一部の停止命令
 - (2) 法第14条の3の2の規定による産業廃棄物処理業の許可の取消し
 - (3) 法第14条の6において準用する法第14条の3の規定による特別管理産業廃棄物処理業の事業の全部若しくは一部の停止命令
 - (4) 法第14条の6において準用する法第14条の3の2の規定による特別管理産業廃棄物処理業の許可の取消し
 - (5) 法第15条の2の7の規定による産業廃棄物処理施設の使用停止命令
 - (6) 法第15条の2の7の規定による産業廃棄物処理施設の改善命令
 - (7) 法第15条の3の規定による産業廃棄物処理施設の設置許可の取消し
 - (8) 法第19条の3第2号の規定による事業者等に対する改善命令
 - (9) 法第19条の5の規定による処分者等に対する措置命令
 - (10) 法第19条の6の規定による排出事業者等に対する措置命令
- 2** 事業者等が、一般廃棄物の処理に関して、法に違反する行為をしたときは、前項に規定する区分に準じて取り扱うものとする。

第2章 行政処分内容の決定

(行政処分内容決定の基準)

第4条 知事は、前条第1項第1号から第5号及び第7号に規定する行政処分の内容について、別表第3欄に定める処分内容を下限として決定するものとする。

2 保健所長は、前条第1項第6号及び第8号から第10号に規定する行政処分の内容について、次の各号に定めるとおり決定するものとする。

- (1) 前条第1項第6号に規定する改善命令は、次のアからウのいずれかに該当する場合に行うものとする。
 - ア 産業廃棄物処理施設の構造又はその維持管理が、法第15条の2第1項第1号若しくは法第15条の2の3第1項に規定する技術上の基準又は当該産業廃棄物処理施設の許可に係る法第15条第2項の申請書に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画に適合せず、法第15条の2の7第1号に該当すると認めるとき。
 - イ 産業廃棄物処理施設設置者の能力が法第15条の2第1項第3号に規定する環境省令で定める基準に適合せず、法第15条の2の7第2号に該当すると認めるとき。
 - ウ 産業廃棄物処理施設設置者が法第15条の2第4項の規定により当該許可に付した条件に違反し、法第15条の2の7第4号に該当するとき。
- (2) 前条第1項第8号に規定する改善命令は、産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準(特別

管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物保管基準）に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合に行うものとする。

(3) 前条第1項第9号に規定する措置命令は、産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準（特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物保管基準）に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときに行うものとする。

(4) 前条第1項第10号に規定する措置命令は、前号に規定する場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、法第19条の6第1項各号のいずれにも該当すると認められるときに行うものとする。

（処分の加重）

第5条 違反行為が別表第2欄に掲げる2以上の違反行為に該当するときは、原則として当該違反行為に対する同表第3欄に定める処分内容のうち、最も重いものを適用する。ただし、必要があると認めるときは、当該処分に係る事業の全部又は一部の停止の日数を加算した日数とすることができる。

2 事業の全部又は一部の停止処分を受け、当該処分が終了した日の翌日から起算して5年以内に再び違反行為があったときは、当該処分の日数に前回の日数を上限として加算することができる。

（処分の加重の限度）

第6条 前条の処分の加重をする場合において、処分内容の上限は90日とし、90日を超えるときは、許可の取消しをすることができる。

第3章 行政処分の手続

（違反行為の事実の把握）

第7条 保健所長は、県民からの通報等により違反行為の行われている疑いが生じたときは、法第18条第1項の規定に基づく報告徴収や法第19条第1項の規定による立入検査、関係者からの事情聴取等の手法により、違反行為の事実を把握することとする。

（報告等）

第8条 保健所長は、法第19条第1項の規定による立入検査を実施したときは、事業者等に対し、（一般、産業）廃棄物処理施設・事業所監視票（第1号様式）を交付するものとする。

2 保健所長は、前条の立入検査や報告徴収、事情聴取等により違反行為を確認した場合において、前項に規定する指導によっても違反状態が改善されない場合又は前項に規定する指導では不十分であると認められる場合は、当該違反者に対して警告書（第2号様式）を交付し、期限を定めてその是正を図るものとし、あわせて法第18条第1項の規定に基づき、違反行為についての事実経過、履行計画、履行結果等を記載した書類の提出を、書面で求めるものとする。

3 前項において、当該違反者に対し警告書及び報告を求める書面を交付した際は、受領書（第3号様式）を徴するものとする。

4 保健所長は、前2項に規定する警告にもかかわらず違反状態が改善されない場合又は再び同様の違反が行われた場合は、次の各号に定めるとおり対応するものとする。

(1) 当該違反状態が、第3条第1項第1号から第5号及び第7号に規定する行政処分の対象となるものである場合は、違反行為を証する書類等を添えて、その旨を環境部長に報告するものとする。

(2) 当該違反状態が、第3条第1項第6号及び第8号から第10号に規定する行政処分の対象となるものである場合は、これら各号で規定する改善命令又は措置命令を発出するものとし、あわせて法第18条第1項の規定に基づき、事実経過、履行計画、履行結果等を記載した書類の提出を、書面で求めるものとする。

5 保健所長は、前条の立入検査や報告徴収、事情聴取等の結果、違反行為の内容が悪質で情状が特に重いと認められるときは、前3項の規定にかかわらず、前項各号に定めるとおり対応するものとする。

- 6 保健所長は、前2項第2号又は前項に規定する命令書及び報告を求める書面を交付した際は、受領書（第3号様式）を徴するものとする。
- 7 保健所長は、前3項第2号又は前2項に規定する命令を発出したにもかかわらず違反状態が改善されない場合は、違反行為を証する書類等を添えて、その旨を環境部長に報告するものとする。

（行政処分等の検討）

第9条 環境部長は、前条第4項第1号、第5項又は第7項の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る違反行為について、速やかに行政処分事案調書を作成し行政処分の検討を行うものとする。

（事情聴取）

第10条 前条の場合において環境部長は、必要に応じ違反者及び関係者に対する事情聴取を行うことができるものとする。

（行政処分の手続）

第11条 知事は、前2条に規定する行政処分の検討及び前条に規定する事情聴取の結果に基づき、行政処分を行う必要があると認めるときは、「行政手続法」（平成5年法律第88号）の規定に基づき、速やかに行政処分のための手続をとるものとする。

（環境省等との協議）

第12条 知事は、行政処分を行う場合は、必要に応じ、あらかじめ環境省及び関係都道府県と協議するものとする。

（聴聞手続）

第13条 許可取消し等の処分を行う場合の聴聞に関する手続は、行政手続法に定めるほか、次のとおりとする。

(1) 聴聞の主宰

ア 行政手続法第19条第1項に定める主宰者は、原則として、環境政策課長とする。

イ 環境政策課長が行政手続法第19条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は死亡し若しくは心身の故障その他継続して聴聞を行えない事由により聴聞を行うことができなくなったときは、次の順位により、聴聞の主宰者とする。

第一 環境保全課長

第二 自然保護・緑化推進課長

(2) 聴聞会の出席者

主宰者は、環境整備課員及び必要に応じて保健所職員を聴聞手続に出席させることができる。

（弁明の機会の付与の手続）

第14条 弁明の機会の付与の手続は、前条の関係法令等に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 弁明の機会の付与の手続

弁明は、弁明を記載した書面を提出してするものとする。

(2) 弁明書の提出

不利益処分の名あて人は、指定された弁明の日時までには弁明書を提出して弁明を行うこととし、指定された弁明の日時までには弁明書を提出しない場合は、弁明の機会を与え終えたものとする。

（行政処分案の再検討）

第15条 弁明等の機会の陳述内容及び提出された証拠並びに弁明等の機会に関連して提出された資料等を斟酌し、必要があると認めるときは、行政処分案の修正を行うものとする。

（行政処分の決定）

第16条 知事は、第2章に定める基準及び第12条の規定による協議に基づき、違反行為に対する行

政処分の内容を決定するものとする。

(行政処分の決定の特例)

第17条 知事は、行政手続法第13条第2項各号に定める不利益処分をしようとするときは、第4条から前条までの規定(第10条及び第12条を除く。)は適用しないものとする。

2 前項に掲げる不利益処分であって、当該不利益処分の根拠となった行為が重大かつ悪質な違反行為であるものについては、許可を取り消すものとする。

(行政処分の通知)

第18条 知事は、第16条又は第17条の規定により、行政処分を決定したときは、速やかに処分の内容を被処分者及び保健所長に通知するものとする。

2 前項において、被処分者に対し処分内容を記載した書類を交付したときは、受領書(第3号様式)を徴するものとする。

3 許可取消の行政処分を受けた被処分者にあつては、前項の規定による受領書とともに、当該取消処分に係る許可証を返納しなければならない。

(履行状況の確認)

第19条 保健所長は、処分内容の履行状況について、随時確認を行い、必要に応じて環境部長へ報告するものとする。

第4章 雑則

(公表)

第20条 知事は、事業者等に対する行政処分を行った場合は、次に掲げる事実を公表するものとする。

(1) 行政処分の対象者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)

(2) 行政処分を行った日(以下「処分日」という。)

(3) 行政処分の内容

(4) 行政処分の履行期限又は履行期間

(5) 行政処分の根拠法令

(6) 行政処分の原因となった理由

2 前項の規定による公表は、報道機関への発表又は県のホームページに掲載する方法によって行うものとする。

3 前項の規定による公表の期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

(1) 許可の取消し 処分日の翌日から起算して5年が経過する日までの期間

(2) 施設の使用又は事業の停止 処分日から当該行政処分の履行期間が満了する日までの期間

(3) 前2号に該当しないもの 処分日から当該行政処分の履行期限の日までの期間

(関係機関への通知)

第21条 知事は、行政処分を行った場合には、「行政処分の指針」(平成17年8月12日環廃産発第050812003号)に基づき、関係機関へ連絡するものとする。

附 則

第1条 この要領は、この要領の施行前に行われた違反行為で処分が未決定のものについても適用する。

第2条 この要領は、平成12年1月7日から施行する。

附 則

第1条 この要領は、この要領の施行前に行われた違反行為で処分が未決定のものについても適用

する。

第2条 この要領は、平成13年1月15日から施行する。

附 則

第1条 この要領は、この要領の施行前に行われた違反行為で処分が未決定のものについても適用する。

第2条 この要領は、平成19年3月2日から施行する。

附 則

第1条 この要領は、この要領の施行前に行われた違反行為で処分が未決定のものについても適用する。

第2条 この要領は、平成20年3月19日から施行する。

附 則

第1条 この要領は、この要領の施行前に行われた違反行為で処分が未決定のものについても適用する。

第2条 この要領は、平成22年7月21日から施行する。

附 則

第1条 この要領は、この要領の施行前に行われた違反行為で処分が未決定のものについても適用する。

第2条 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

第1条 この要領は、この要領の施行前に行われた違反行為で処分が未決定のものについても適用する。

第2条 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

別表 行政処分取扱基準

法の条項	違反行為の内容	処分内容	罰則の条項
第12条第3項 第12条の2第3項	保管届出義務違反	停止30日	第29条第1号 ⑤
第12条第5項	委託基準違反（産業廃棄物）	許可取消し	第25条第1項第6号 ①
第12条第6項	委託基準違反（産業廃棄物）	許可取消し	第26条第1号 ②
第12条第8項	産業廃棄物処理責任者設置義務違反	停止30日	第30条第5号 ⑥
第12条第13項 （第7条第15項準用）	帳簿備付け義務違反・記載義務違反・虚偽記載	停止30日	第30条第1号 ⑥
第12条第13項 （第7条第16項準用）	帳簿保存義務違反	停止30日	第30条第1号 ⑥
第12条の2第5項	委託基準違反（特別管理産業廃棄物）	許可取消し	第25条第1項第6号 ①
第12条の2第6項	委託基準違反（特別管理産業廃棄物）	許可取消し	第26条第1号 ②
第12条の2第8項	特別管理産業廃棄物管理責任者設置義務違反	停止30日	第30条第5号 ⑥
第12条の2第14項 （第7条第15項準用）	帳簿備付け義務違反・記載義務違反・虚偽記載	停止30日	第30条第1号 ⑥
第12条の2第14項 （第7条第16項準用）	帳簿保存義務違反	停止30日	第30条第1号 ⑥
第12条の3第1項	管理票交付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（排出事業者）	停止30日	第29条第3号 ⑤
第12条の3第3項	管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載	停止30日	第29条第4号 ⑤
	管理票回付義務違反	停止30日	第29条第5号 ⑤
第12条の3第4項・第5項	管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（処分受託者）	停止30日	第29条第6号 ⑤
第12条の3第6項・第9項 ・第10項	管理票・同写し保存義務違反	停止30日	第29条第7号 ⑤
第12条の4第1項	虚偽管理票交付禁止違反	停止90日	第29条第8号 ⑤
第12条の4第2項	引受禁止違反	停止30日	第29条第9号 ⑤
第12条の4第3項・第4項	虚偽管理票写し送付・虚偽報告	停止30日	第29条第10号 ⑤
第12条の5第1項	電子管理票虚偽登録	停止30日	第29条第11号 ⑤
第12条の5第2項・第3項	電子管理票報告義務違反・虚偽報告	停止30日	第29条第12号 ⑤
第12条の5第5項	管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（処分受託者）	停止30日	第29条第6号 ⑤
第12条の6第3項	管理票に係る勧告の措置命令違反	停止90日	第29条第13号 ⑤

第14条第1項	無許可営業（産業廃棄物収集運搬業）	許可取消し	第25条第1項第1号	①
	不正手段による営業許可取得	許可取消し	第25条第1項第2号	①
第14条第2項	不正手段による営業更新許可取得	許可取消し	第25条第1項第2号	①
第14条第6項	無許可営業（産業廃棄物処分業）	許可取消し	第25条第1項第1号	①
	不正手段による営業許可取得	許可取消し	第25条第1項第2号	①
第14条第7項	不正手段による営業更新許可取得	許可取消し	第25条第1項第2号	①
第14条第12項	処理基準違反（産業廃棄物）	停止10日	—	—
第14条第13項 第14条の4第13項	処理困難通知義務違反・虚偽通知	停止30日	第29条第14号	⑤
第14条第14号 第14条の4第14項	処理困難通知保存義務違反	停止30日	第29条第15号	⑤
第14条第15項	受託禁止違反（産業廃棄物）	許可取消し	第25条第1項第13号	①
第14条第16項	再委託禁止違反（産業廃棄物）	許可取消し	第26条第1号	②
第14条第17項 （第7条第15項準用）	帳簿備付け義務違反・記載義務違反・虚偽記載	停止30日	第30条第1号	⑥
第14条第17項 （第7条第16項準用）	帳簿保存義務違反	停止30日	第30条第1号	⑥
第14条の2第1項	無許可事業範囲変更（産業廃棄物処理業）	許可取消し	第25条第1項第3号	①
	不正手段による事業範囲変更許可取得	許可取消し	第25条第1項第4号	①
第14条の2第3項 （第7条の2第3項準用）	廃止変更届出義務違反・虚偽届出（産業廃棄物処理業）	停止30日	第30条第2号	⑥
第14条の2第3項 （第7条の2第4項準用）	欠格要件該当届出義務違反（産業廃棄物処理業）	停止10日	第29条第1号	⑤
第14条の3	事業停止命令違反（産業廃棄物処理業）	許可取消し	第25条第1項第5号	①
第14条の3第2号 第14条の3の2第2項	産業廃棄物処理業者の能力等に係る許可基準不適合	改善に必要な期間の停止 又は許可取消し （改善が不可能な場合）	—	—
第14条の3第3号 第14条の3の2第2項	許可条件違反	停止30日	—	—
第14条の3の3	名義貸しの禁止違反（産業廃棄物処理業）	許可取消し	第25条第1項第7号	①
第14条の4第1項	無許可営業（特別管理産業廃棄物収集運搬業）	許可取消し	第25条第1項第1号	①
	不正手段による営業許可取得	許可取消し	第25条第1項第2号	①
第14条の4第2項	不正手段による営業更新許可取得	許可取消し	第25条第1項第2号	①
第14条の4第6項	無許可営業（特別管理産業廃棄物処分業）	許可取消し	第25条第1項第1号	①
	不正手段による営業許可取得	許可取消し	第25条第1項第2号	①

第14条の4第7項	不正手段による営業更新許可取得	許可取消し	第25条第1項第2号	①
第14条の4第12項	処理基準違反（特別管理産業廃棄物）	停止30日	—	—
第14条の4第15項	受託禁止違反（特別管理産業廃棄物）	許可取消し	第25条第1項第13号	①
第14条の4第16項	再委託禁止違反（特別管理産業廃棄物）	許可取消し	第26条第1号	②
第14条の4第17項	特別管理一般廃棄物処理基準違反	停止30日	—	—
第14条の4第18項 （第7条第15項準用）	帳簿備付け義務違反・記載義務違反・虚偽記載	停止30日	第30条第1号	⑥
第14条の4第18項 （第7条第16項準用）	帳簿保存義務違反	停止30日	第30条第1号	⑥
第14条の5第1項	無許可事業範囲変更（特別管理産業廃棄物処理業）	許可取消し	第25条第1項第3号	①
	不正手段による事業範囲変更許可取得	許可取消し	第25条第1項第4号	①
第14条の5第3項 （第7条の2第3項準用）	廃止変更届出義務違反・虚偽届出（特別管理産業廃棄物処理業）	停止30日	第30条第2号	⑥
第14条の5第3項 （第7条の2第4項準用）	欠格要件該当届出義務違反（特別管理産業廃棄物処理業）	—	第29条第1号	⑤
第14条の6 （第14条の3準用）	事業停止命令違反（特別管理産業廃棄物処理業）	許可取消し	第25条第1項第5号	①
第14条の6 （第14条の3第2号準用）	特別管理産業廃棄物処理業者の能力等の許可基準不適合	改善に必要な期間の停止 又は許可取消し （改善が不可能な場合）	—	—
第14条の6 （第14条の3第3号準用）	許可条件違反	停止30日	—	—
第14条の7	名義貸しの禁止違反（特別産業廃棄物処理業）	許可取消し	第25条第1項第7号	①
第15条第1項	産業廃棄物処理施設無許可設置	許可取消し	第25条第1項第8号	①
	不正手段による施設設置許可取得	許可取消し	第25条第1項第9号	①
第15条の2第5項	処理施設使用前検査受検義務違反	停止60日	第29条第2号	⑤
第15条の2の2第1項 （第8条の2の2第1項準用）	定期検査拒否・妨害・忌避	停止30日	第30条第3号	⑥
第15条の2の3	処理施設維持管理基準違反	停止30日	—	—
第15条の2の4 （第8条の4準用）	維持管理事項記録義務違反・虚偽記載・備付け義務違反	停止30日	第30条第4号	⑥
第15条の2の6第1項	処理施設無許可変更	許可取消し	第25条第1項第10号	①
	不正手段による施設変更許可取得	許可取消し	第25条第1項第11号	①
第15条の2の6第2項 （第15条の2第5項準用）	処理施設使用前検査受検義務違反（変更許可）	停止60日	第29条第2号	⑤

第15条の2の6第3項 (第9条第3項準用)	施設廃止等変更届出義務違反・虚偽届出	停止30日	第30条第2号	⑥
第15条の2の6第3項 (第9条第4項準用)	最終処分場埋立終了届出義務違反・虚偽届出	停止30日	第30条第2号	⑥
第15条の2の6第3項 (第9条第6項準用)	欠格要件該当届出義務違反 (施設設置者)	停止10日	第29条第1号	⑤
第15条の2の7	施設改善命令・使用停止命令違反	許可取消し	第26条第2号	②
第15条の2の7第1号 第15条の3第2項	施設の構造・維持管理に係る許可基準不適合	改善に必要な期間の停止 又は許可取消し (改善が不可能な場合)	—	—
第15条の2の7第2号 第15条の3第2項	設置者の能力の許可基準不適合			
第15条の2の7第4号 第15条の3第2項	設置許可条件違反	停止30日	—	—
第15条の4 (第9条の4準用)	周辺地域への配慮欠落	停止10日	—	—
第15条の4 (第9条の5第1項準用)	施設無許可譲受け・無許可借受け	許可取消し	第26条第3号	②
第15条の4 (第9条の7第2項準用)	処理施設相続届出義務違反・虚偽届出	停止30日	第30条第2号	⑥
第15条の4の5	国外廃棄物の無許可輸入	許可取消し	第26条第4号	②
第15条の4の5第4項	輸入許可条件違反	許可取消し	第26条第5号	②
第15条の4の7第1項 (第10条第1項準用)	産業廃棄物の無確認輸出	許可取消し	第25条第1項第12号	①
	無確認輸出未遂	許可取消し	第25条第2項	①
	無確認輸出予備	許可取消し	第27条	③
第15条の4の7第2項 (第12条の3第1項準用)	管理票交付義務違反・記載義務違反・虚偽記載	停止30日	第29条第3号	⑤
第15条の4の7第2項 (第12条の5第1項準用)	電子管理票虚偽登録	停止30日	第29条第11号	⑤
第15条の19第1項	土地形質変更届出義務違反・虚偽届出	停止30日	第29条第16号	⑤
第15条の19第2項	既存土地形質変更届出義務違反・虚偽届出	停止10日	第33条第1号	⑦
第15条の19第3項	非常災害のための土地形質変更届出義務違反 ・虚偽届出	停止10日	第33条第1号	⑦
第15条の19第4項	土地形質変更の計画変更命令違反	停止90日	第28条第2項	④
第16条	不法投棄 (廃棄物の投棄禁止違反)	許可取消し	第25条第1項第14号	①
	不法投棄未遂	許可取消し	第25条第2項	①
	不法投棄目的収集運搬	許可取消し	第26条第6号	②

第16条の2	不法焼却（廃棄物の焼却禁止違反）	許可取消し	第25条第1項第15号	①
	不法焼却未遂	許可取消し	第25条第2項	①
	不法焼却目的収集運搬	許可取消し	第26条第6号	②
第16条の3	指定有害廃棄物の処理禁止違反	許可取消し	第25条第1項第16号	①
第18条第1項	報告拒否・虚偽報告	停止30日	第30条第6号	⑥
第19条第1項・第2項	立入検査拒否・妨害・忌避	停止30日	第30条第7号	⑥
第19条の3	改善命令違反	許可取消し	第26条第2号	②
第19条の5第1項 第19条の6第1項	措置命令違反	許可取消し	第25条第1項第5号	①
第19条の10第1項	土地形質変更に関する措置命令違反	停止90日	第28条第2項	④
第20条の2第3項	廃棄物再生事業者の無登録名称使用	停止10日	第34条	⑧
第21条第1項	技術管理者設置義務違反	停止30日	第30条第8号	⑥
第21条の2第2項	事故時応急措置命令違反	応急措置に必要な期間の停止	第29条第17号	⑤

（注1）罰則欄の数字について

- ①：5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、又はこの併科（法第25条）
- ②：3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、又はこの併科（法第26条）
- ③：2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金、又はこの併科（法第27条）
- ④：1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（法第28条）
- ⑤：6月以下の懲役又は50万円以下の罰金（法第29条）
- ⑥：30万円以下の罰金（法第30条）
- ⑦：20万円以下の過料（第33条）
- ⑧：10万円以下の過料（第34条）

文書番号
年 月 日

殿

保健所長名

警 告 書

あなたの行っている産業廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反していますので、直ちに改善措置を講じるよう下記のとおり警告します。

記

- 1 不適正処理を行っている場所
- 2 法に違反している処理の内容
- 3 指示事項
- 4 改善措置着手期限 年 月 日
- 5 改善措置期限 年 月 日

受領書

次の文書を確かに受領いたしました。

沖縄県産業廃棄物行政処分取扱要領第 条 に基づく（ ）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 条 に基づく（ ）

年 月 日

住 所
氏 名

印

沖縄県知事
保健所長 殿